

「南島原市第 2 期教育振興基本計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和 5 年 1 1 月 1 日(水) ～ 令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (木)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 2 件
- 2) 意見件数 1 2 件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	3
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	9

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
P 1 第 1 章 4 計画の進行 管理 最終行	自己点検・評価を活用し、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います」とありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第二十六条第 2 項には「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と書かれており自己点検・評価ではなく外部有識者による点検・評価が必要です。	同法第 2 6 条では「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」となっていることから、外部有識者による点検・評価ではなく、教育委員会が点検・評価を行うものと解しております。 また、同条第 2 項の規定により、学識経験者 2 名との検討会を経て、所見を添えた報告書を作成しております。	E

<p>P 1 第 1 章 4 計画の進行 管理 最終行</p>	<p>点検・評価結果はどのように公開されるのかも記載してもらいたい。</p>	<p>本項目が「計画の進行管理」でございますので、ここでは進行管理に自己点検・評価を活用することを記載するにとどめております。なお、「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書」については、毎年 9 月に議会に提出し、併せて市ホームページで公表しております。</p>	<p>E</p>
<p>P 7 ④ 教育 DX の推進 第 2 パラ グラフ</p>	<p>教育 DX は教職員の業務改革だと思いますが、「児童生徒の情報活用能力を最大限に引き出します」などと児童の話に置き換わっています。</p>	<p>教育 DX は、教職員の業務改善にとどまらず、デジタル技術を用いた教育の質的転換を可能とするものです。文部科学省は教育 DX の推進において、CBT システム（MEXCBT：メクビット）を開発し、展開を進めております。これは、GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人 1 台端末環境が整備されたことを踏まえ、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができるものです。このように、教育 DX を推進することによって、児童生徒の情報活用能力を高めることができると考えております。</p>	<p>E</p>
<p>P 9 ⑥ 人権・同 和教育の推 進</p>	<p>⑥ 人権・同和教育の推進 「各学校においては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、地域や各学校の実態に応じた人権・同和教育を実践するとともに、インターネットや SNS 等による～」とあるが、同和問題は、人権教育を推進していくうえで、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人などと同じ問題であり、これだけを強調して教育すべき問題ではない。よって「人権・同和教育」は「人権教育」とすべきである。</p>	<p>下線部のとおり修正いたします。 ⑥ <u>人権教育の推進</u> 「各学校においては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、<u>同和問題を</u> <u>はじめとするあらゆる人権問題</u> <u>の解決を図るための教育を推進</u> するとともに、インターネットや SNS 等による～」</p>	<p>A</p>

<p>P 1 3 【目標とする指標】 5 段目 6 段目</p>	<p>ICT 機器を活用した学習の100%化を目標にされていますが、ICT 機器を活用した学習の方が学力が向上するというデータはあるのでしょうか？</p>	<p>ICT 機器を活用した学習を推進する目的は、学力向上のみではありません。これから先の高度情報化社会において、情報活用能力は必須の能力となります。この情報活用能力を義務教育段階から培い、向上させるために、ICT 機器を活用した学習を推進していく考えです。なお、文部科学省による調査の結果、ICT を活用して教科指導をすることは、児童生徒の学力向上に高い効果があることが明らかになっております。</p> <p>(H18 年度独立行政法人メディア教育開発センター「教育の情報化の推進に資する研究 (ICT を活用した指導の効果の調査)」より)</p>	<p>E</p>
<p>P 1 3 【目標とする指標】 5 段目 6 段目</p>	<p>ICT 機器を活用した学習とは具体的にどのようなことでしょうか？ オンライン塾などのイメージであれば各家庭で個別に契約されればよく、市が関わることでよいと思います。単に情報検索程度であれば、各家庭でお持ちのパソコンやスマホ・タブレット等を使えばよく、これも市が関わることでよいと思います。</p>	<p>ICT 機器を活用した学習とは、オンライン学習やインターネット検索というものもありますが、学校においては、電子黒板を活用し児童生徒の理解を促進する学習や、1 人 1 台の学習用端末を活用したチャット形式の学習、遠隔学習（異なる地域の学校との交流）等があります。</p> <p>このような学習が可能となることから、ICT 機器を活用した学習を推進してまいります。</p>	<p>E</p>

<p>P 1 3 【目標とする指標】 5 段目 6 段目</p>	<p>教科書なども電子データより紙の方が何でも書き込めて、見直しもしやすいなどメリットもありますし、手を動かすことによって記憶に残りやすいなどの特徴もあります。学習の方法は各自が好ましいものを選択すればよく、ICT 機器活用を強要する必要は無いと思います。</p>	<p>紙の教科書を活用するメリットや文字を書くことの重要性は教育委員会でも十分認識しております。また、すべての学習において ICT 機器の活用を強要するものではなく、児童生徒が学習の方法を選択する際に、一つの選択肢として ICT 機器の活用を選択できるように育成していくことを目指しています。</p> <p>この指標で 100% を目指すものは、授業のすべてを PC 等で行うことではなく、何かしらの ICT 機器を活用した学習をほぼ毎日している児童生徒の割合としております。</p>	<p>E</p>
<p>P 1 3 【目標とする指標】 5 段目 6 段目</p>	<p>もし、ICT 機器一括購入を考えているのであれば、その納入業者や機種を選定プロセスと購入価格はオープンにさせていただきたい。</p> <p>他自治体での ICT 機器導入に関する不適切事例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海外製の安価なタブレットを市場価格の数倍もの高額で購入 ■ 購入した海外製タブレットが大量に故障して使えなくなる <p>などがあります。</p>	<p>ICT 機器の購入に関する入札結果は、市ホームページ等で公開しております。</p> <p>また、ご例示いただいたような不適切事案が起きないように十分注意してまいります。</p>	<p>E</p>
<p>P 1 3 【目標とする指標】 9 段目 10 段目</p>	<p>幼保小連携や小・中連携を進める目標設定となっておりますが、このような連携を進めることにどのようなメリットや必要性があるのでしょうか？</p>	<p>下記のようなメリットがあることから、各連携が必要と考えております。</p> <p>幼保小連携のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学に伴う環境の変化に不応症症状を呈する、いわゆる小 1 プロブレムの予防が期待できる。 ・保育士及び教職員が、発達や学びの連続性を踏まえた指導内容や指導方法を一層工夫することができる。 	<p>E</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の指導方針を共有することができ、指導に活かせる。 ・年長児後半から小学校入学期までの学びの連続性を意識し、その時期に育てたい力を明確にできる。 <p>小中連携のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校入学に伴う環境の変化に不応症候を呈する、いわゆる中1ギャップの予防が期待できる。 ・小中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で互いに学び合い、義務教育9年間で児童生徒を育てる発想を持つことができる。 ・教科指導において、小中の連続性に着目した指導が可能になり、生徒の負担軽減につながる。 ・生徒指導上の情報共有が容易になり、児童生徒理解が促進される。 	
<p>P 1 7 (1) 適正規模・適正配置の推進</p>	<p>計画案では「学校の小規模化に伴う教育上の諸課題」のみがとりあげられているが、文部科学省の「手引」では「適正規模ありき」でなく、「小規模校として存続」の道も認めている。また、「学校は地域コミュニティーの核でもあり地域づくりと密接不可分だ。市町村の判断は尊重する」との国会答弁（文科省の淵上孝審議官）もある。</p> <p>よって、「適正規模・適正配置の推進」は「適正規模・適正配置の検討」とすべきであり、「保護者や地域の協力を得ながら」は、「保護者や地域住民と共通理解を図りながら」とすべきである。</p>	<p>タイトル</p> <p>(1) 適正規模・適正配置の推進につきましては、「小規模校として存続」も含めたいうで、協議を進めていくことから、そのまま「推進」とさせていただきます。</p> <p>なお、文章につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。</p>	<p>A</p>

<p>P 3 9 3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全</p>	<p>観光振興、地域振興は大切な課題ではあるが、教育振興計画の中で、それが教育の目的であるかのように論じられるべきではない。したがって、下線を付した部分は不適切であり、削除ないしは「～することによって地域づくりに貢献する」などのように修正する必要があると考える。</p> <p>P 3 9 【現状と課題】 原城跡は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として、平成30年7月、世界文化遺産に登録されましたが、<u>観光振興に資する施策が不足していることから、世界遺産を活用して、効果的に地域振興を図っていく必要があります。</u> <u>このようなことから、本市では、世界遺産のガイダンス施設※33を中心として、物産販売所や観光案内機能を備えた世界遺産センターの整備を進めています。併せて、来訪者の理解を促進するとともに、来訪者の利便性の向上や市外に向けた情報発信事業などについても、官民協働で一体的に進めていくこととしています。</u> <u>また、世界遺産を地域の宝として後世に伝えていくために、適切な保全活動を行いつつ、ふるさと学習や市政出前講座の一環として行われる世界遺産学習などにより、市民意識の醸成にも努めます。</u></p>	<p>本計画は第Ⅱ期南島原市総合計画のアクションプランと位置付けていることから、市総合計画の施策である「世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全」に関して、世界遺産を所管する教育委員会として、世界遺産の保全を前提とした観光振興や地域振興に関する教育委員会の事業計画を記載しているものです。</p>	<p>E</p>
--	--	---	----------

	<p>【具体的な取組】</p> <p>(1) 世界遺産センターの整備</p> <p>原城跡の世界遺産としての価値の理解促進と市内の文化資源や観光資源を巡る拠点施設として、物産販売所や観光案内所等の機能を有する世界遺産センターを整備し、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>① 原城跡世界遺産センター整備事業</p> <p>「世界遺産を核とした『きっかけ』を与える唯一無二の交流拠点の整備による地方創生の実現」を事業コンセプトとして、世界遺産原城跡の価値を伝えるガイダンス施設を整備することで集客機能を強化します。</p> <p>さらに、地元産品を取りそろえた物産販売所や観光情報を発信する観光案内機能を備えることで、交流人口拡大をきっかけとした観光や物産の振興を図ります。</p> <p>P 4 1</p> <p>③ 原城跡来訪者対応事業</p> <p>原城跡の来訪者が史跡内を周遊するための手段として、レンタサイクルを設置しており、これらを活用しながら来訪者の増加に努めます。</p>		
<p>P 4 3</p> <p>※12 ICT の解説</p>	<p>ICTは「情報通信技術」であって「情報通信技術を活用したコミュニケーション」ではありません。</p>	<p>下記のとおり修正いたします。</p> <p>「Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。教育場面においては、電子黒板、パソコン、タブレットなどのデジタル機器やインターネットを介した学習支援ツールなど。」</p>	<p>A</p>